

令和 2 年（行ウ）第 10 号 旅券発給拒否取消等請求事件

原 告

被 告 国（処分行政庁 外務大臣）

請求の趣旨拡張申立書

2022年12月1日

東京地方裁判所 民事第2部 D b 係 御中

原告訴訟代理人弁護士	鈴木雅子	
同	土田元哉	
同	岩井信	
同	韓泰英	

訴訟物の価額 710万円（拡張分550万円）

貼用印紙額 4万円（拡張分2万7000円）

第1 請求の趣旨（拡張分）

- 1 被告は、原告に対し、金550万円及びこれに対する2019年1月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 一般旅券の申請

原告は、2019年1月7日、一般旅券の発給申請をした（甲1及び2）。

2 一般旅券の発給拒否処分

外務大臣は、原告に対し、令和元年7月10日付「一般旅券発給拒否通知书」（以下「本通知書」という。）によって、一般旅券を発給しなかった（甲3）。

3 被告の国家賠償責任－国家賠償法上の違法性および過失

(1) 職務上の法的義務の存在

「国家賠償法1条1項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して国民に損害を加えたときに、国又は地方公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものである。したがって、公権力の行使に当たる公務員の行為に国家賠償法1条1項にいう違法があるというためには、公務員が、当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要である（最高裁昭和53年（オ）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁参照、最高裁平成13年（行ツ）第82号、第83号、同年（行ヒ）第76号、第77号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁等参照）。そして、その職務上の法的義務に違反するか否かを判断するにあたっては、行政処分の法的充足性の有無のほか、被侵害利益の種類、性質、侵害行為の態様及びその原因、損害の程度等の諸般の事情を総合的に考慮すべきものである。」（東京高裁令和4年4月7日判決・ウエス

トロー¹⁾

これを本件についてみると、一般旅券の不発給は、海外渡航の自由という憲法上の権利を事前かつ全面的に、相当期間にわたって剥奪する重大な権利侵害処分となることに加えて、旅券法5条は申請に対して「発行する」とした上で同法13条1項各号に該当する場合に「発給しないことができる」としている同法の条文構造からすれば、一般旅券の申請に対しては、同法13条1項各号の事案に応じて考慮すべき事項を考慮して、比例原則に反しないよう相当程度に慎重に検討すべき職務上の法的義務が存在するというべきである。

(2) 職務上の法的義務違反があること

前記東京高裁の裁判例を参照して、本件における職務上の法的義務違反の有無をみると、本件不発給処分の法的根拠は同法13条1項1号とされている。しかし、本通知書は、13条1項1号要件該当性を説明するだけで、**特定の1国の渡航先の入国禁止措置によって、なぜ全ての国への海外渡航の自由を剥奪したのか**、一般旅券の不発給という効果について理由の説明はなく（行政手続法第8条違反）、そもそも一般旅券の発給申請に対する審査基準も設定されておらず（同法第5条違反）、「法的充足性」は不十分である。

「被侵害利益の種類、性質」は、海外渡航の自由という「憲法上の権利」

¹ 同裁判例は、「本件決定により医療記録の開示を受けられることにより、人の生命及び健康の維持という最も重要な人格的利益が侵害されるといえ、同利益が侵害されることによる精神的苦痛は看過できないものであり、また、医療上の措置に関する情報は、本来的に医療を受けた個人が知るべきであって、本人が望めば開示することが相当な性質の情報であることは明らかであるから、被収容者の診療記録の開示の可否については、相当程度に慎重に検討すべき職務上の義務が存在するというべきである。」と判示して、金33万円の支払いを国に命じている。

を直接侵害するものであり、法律上保護された利益にとどまらない。海外渡航の自由は、個人が「さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつ」ための最も基本的かつ重要な形態であり、個人の思想及び人格の自由な形成・発展、及び、民主主義社会における情報流通の確保のために必要な自由として、日本国憲法上最大限の尊重を受けるべきものである（訴状）。

また、「侵害行為の態様」をみると、本件不発給処分は、海外渡航の自由を事前かつ全面的に相当期間剥奪するものであって、その侵害行為の態様は絶対的である。しかも、旅券法13条1項1号の事案類型を見誤り、比例原則に反し、慎重な考慮をせず限定旅券の発給さえしなかった。

さらに、「侵害行為の原因」をみると、旅券法13条1項1号の審査枠組みについて、原則が不発給であり特段の事情がある場合に例外的に発給するという誤った解釈に基づき機械的に審査したことが原因であって、これは、憲法上の権利の全面的剥奪という重大な不利益処分性をおよそ考慮せず、旅券法の文言や条文構造に反するものであった。

そして、「損害の程度」は、前記のとおり、入国禁止措置を取られた特定の1国だけではなく、全ての国に対する海外渡航の自由の全面的剥奪であって、しかも相当期間、海外渡航ができないという意味において絶対的な損害を被っている。

そうすると、外務大臣は、憲法上の権利である海外渡航の自由を直接かつ絶対的に侵害する重大な処分であることを考慮せず、同法13条1項1号の事案であるのに、同事案に応じて「退去強制処分を受けた状況やそれに至る経緯、旅券申請時の状況などといった事実関係」等の考慮すべき事情を考慮せず、事案に応じた比例原則の適用により権利制限がより制約的ではない限定旅券の発給を検討すべきであるのに検討せず、憲法上の権利の全面的剥奪になってしまふを得ないと認める特段の事情が無いにもか

かわらず、漫然と一般旅券を発給しなかったものである。

したがって、国の公務員である外務大臣は、通常尽くすべき職務上の法的義務に違反し、考慮すべき事項を考慮せず、限定旅券の発給さえもせず、漫然と一般旅券を発給しなかったのであるから、当該処分は国家賠償法上違法であり、被告は国家賠償責任を負う。

4 損害

(1) 慰謝料等

原告は、本件不発給処分により、一般旅券の発給を拒否され、事前かつ全面的に憲法上の権利である海外渡航の自由を奪われた。現実に海外渡航の自由が奪われ、家族とともに旅行する機会を奪われ、著しい精神的苦痛を被った。制約された権利の内容、性質、重大性を考慮し、物心両面の損害を評価するならば、少なくとも金500万円を下らない。

(2) 弁護士費用

弁護士費用は、請求金額の1割の50万円が相当である。

5 結語

以上のとおり、本件不発給処分は、違憲違法な処分であるので、国家賠償法に基づき、損害賠償請求に至ったものである。

なお、従前の主張および書証はすべて援用する。

以上